共同新設分割に係る事前開示書類

（会社法第 803 条第１項及び会社法施行規則 205 条に基づく開示事項）

大阪市中央区南新町１丁目２番 10 号
（甲）フルサト・マルカホールディングス株式会社
代表取締役社長　古里 龍平
大阪市中央区南新町１丁目２番 10 号
（乙）フルサト工業株式会社
代表取締役社長　古里 龍平
大阪市中央区南新町１丁目２番 10 号
（丙）株式会社ジーネット
代表取締役社長　古里 龍平
大阪市中央区南新町２丁目２番５号
（丁）株式会社マルカ
代表取締役社長　飯田 邦彦

2024 年９月 17 日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、2025 年１月６日を効力発生日として、甲、乙、丙及び丁は、甲乙丙丁をそれぞれ分割会社とし、新たに設立する UNISOL ビジネスパートナーズ株式会社を新設会社（以下、「新設会社」という。）として、甲乙丙丁の管理本部に関する事業の権利義務を、新設会社へ承継する新設分割（以下、「本件新設分割」という）を行うことといたしました。

会社法第 803 条第１項および同法施行規則第 205 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

１．共同新設分割計画書の内容（会社法第 803 条第１項第２号）

別紙「共同新設分割計画書」のとおりです。

２．本件新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第１号）

（１） 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を 5,000 株発行し、当社に対して 5,000 株を分割対価として割当て交付します。（乙、丙及び丁には割当てはありません。）

この内容は、当社が、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社であり、新設会社の資産の大部分を承継させることに鑑み、相当と判断しております。

（２） 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、共同新設分割計画書第７条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３．他の分割会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 205 条第４号）

（１） 乙

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（2） 丙
①最終事業年度に係る計算書類等の内容
②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（3） 丁
①最終事業年度に係る計算書類等の内容
②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

3．当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

4．本件新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

（1） 当社の債務の履行の見込みに関して
①当社の 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
②本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
③以上のとおり、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

（2） 新設会社の債務の履行の見込みに関して
①本件新設分割によって甲乙丙丁から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。
②本件新設分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
③以上のとおり、本件新設分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

5．本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

共同新設分割計画書

フルサト・マルカホールディングス株式会社、フルサト工業株式会社、株式会社ジーネット及び株式会社マルカ（以下「４社」という。）は、共同して設立する新会社（以下「新会社」という。）に、その事業の一部を承継させる会社分割（以下「本件分割」という。）を、以下のとおり計画する。

（分割の方法）

第１条　４社は、４社の管理本部の事業（以下「本件事業」という。）を新会社に承継させるため、新設分割を行う。

（新会社の定款）

第２条　新会社の定款は、別紙１「新会社の定款」記載のとおりとする。

（新設分割に際して発行する株式の種類、数並びに株式の割当に関する事項）

第３条　新会社は、本件分割に際して発行する普通株式5,000株を発行し、フルサト・マルカホールディングス株式会社に対して5,000株を割り当てる。

（新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

第４条　新会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

(1)　設立時資本金額　　5,000,000円

(2)　設立時資本準備金額　　5,000,000円

（新会社が４社から承継する権利義務）

第５条　新会社は、第６条に定める分割期日をもって、４社から別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおり承継する。

（分割期日）

第６条　本件分割の分割期日は、2025年１月６日とする。ただし、４社は分割手続進行上の必要性その他の事由により、４社が協議のうえ、これを変更することができる。

（新会社の取締役及び監査役の氏名）

第７条　新会社の設立時の取締役及び監査役は次のとおりとする。

(1)　取締役　　飯田邦彦、古里龍平、藤井武嗣

(2)　監査役　　小林秀人

（条件の変更）

第８条　本計画書についての４社の取締役会の承継後、分割期日前日までの間に、天災地変その他

の事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、４社は、本計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

（本計画書に定めのない事項）

第９条　本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、４社が協議のうえ、決定する。

（簡易分割）

第１０条　この共同新設分割については、株主総会の承認を得ないで行うものとする。

2024年9月17日

大阪府大阪市中央区南新町1-2-10
フルサト・マルカホールディングス株式会社
代表取締役社長　古里龍平　　印

大阪府大阪市中央区南新町1-2-10
フルサト工業株式会社
代表取締役社長　古里龍平　　印

大阪府大阪市中央区南新町1-2-10
株式会社ジーネット
代表取締役社長　古里龍平　　印

大阪府大阪市中央区南新町2-2-5
株式会社マルカ
代表取締役社長　飯田邦彦　　印

別紙1　UNISOL ビジネスパートナーズ株式会社　定款

第1章　総則

（商号）

第 1 条　当会社は、UNISOLビジネスパートナーズ株式会社と称し、英文では、UNISOL BUSINESS PARTNERS Corporationと表示する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1．経理関連業務、財務関連業務の受託
2．人事関連業務の受託
3．総務関連業務の受託
4．与信判断関連業務、債権管理関連業務の受託
5．内部監査関連業務、内部統制関連業務に関する支援
6．情報システムの企画、設計ならびに管理運営に関する業務の受託
7．コールセンター業務の受託
8．物品（中古品を含む）の売買、賃貸借に関する業務の受託
9．販売促進、広告宣伝、展示会等に関する企画、設計、制作、施工および運営ならびに広告宣伝関連業務の受託
10．経営管理、業績管理関連業務、事業遂行支援関連業務の受託
11．前各号付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（1）取締役会
（2）監査役

（公告の方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、50,000 株とする。

（株券の不発行）
第 ７ 条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式取扱規則）
第 ８ 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株式の譲渡制限）
第 ９ 条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第３章　株主総会

（招集）
第 １０ 条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）
第 １１ 条　株主総会、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第 １２ 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１３条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１４条　当会社の取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１５条　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第１６条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第１７条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

２．　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第１８条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 19 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 20 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 21 条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役の責任免除）

第 22 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第 23 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 24 条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第 25 条　当会社の監査役は、２名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 26 条　監査役は、株主総会において選任する。

2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 27 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2．　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（報酬等）

第 29 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第６章　計算

（事業年度）

第 30 条　当会社の事業年度は、毎年1月1日から当年12月31日までの１年とする。

（期末配当及び基準日）

第 31 条　当会社は、毎年12月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当及び基準日）

第 32 条　当会社は、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 33 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第７章　附則

（設立に際して出資される財産の最低額）

第 34 条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金５００万円とする。

（最初の事業年度）

第 35 条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和７年 12 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 36 条　会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役会長　飯田邦彦
設立時取締役社長　古里龍平
設立時取締役　藤井武嗣
設立時監査役　小林秀人

（設立時の代表取締役）

第 37 条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府大阪市都島区中野町五丁目 14 番 1-2601 号
設立時代表取締役　飯田邦彦
兵庫県西宮市菊谷町４番 14 号
設立時代表取締役　古里龍平

別紙２　承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

第５条に定める承継する資産、負債、契約その他の権利義務については次に定めるとおりとする。

１．承継すべき資産

フルサト・マルカホールディングス株式会社が有する

流動資産　現預金

２．承継すべき負債

なし

３．継承すべき契約関係

４社各社における、主として本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、その他主として本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

４．継承すべき雇用契約等

なし

５．継承すべき許認可等

なし

以上